



# 三重県公報

令和7年4月15日（火）

第 608 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

| (番号)             | (題 名)                                                      | (担当)            | (頁) |
|------------------|------------------------------------------------------------|-----------------|-----|
| <b>告 示</b>       |                                                            |                 |     |
| 294              | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示             | ( 福 利 厚 生 課 )   | 2   |
| 295              | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額の一部を改正する告示 | ( 同 )           | 2   |
| 296              | 広域連合の規約を変更した旨の届出                                           | ( 市 町 行 財 政 課 ) | 3   |
| 297              | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による液化石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等の認定   | ( 消 防 ・ 保 安 課 ) | 3   |
| 298              | 地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託                               | ( 水 産 振 興 課 )   | 4   |
| 299              | 都市計画の変更及びその図書の縦覧                                           | ( 都 市 政 策 課 )   | 4   |
| <b>公 安 委 告 示</b> |                                                            |                 |     |
| 10               | 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示                           | ( 公 安 委 員 会 )   | 4   |
| <b>公 告</b>       |                                                            |                 |     |
|                  | 令和7年度三重県製菓衛生師試験の実施                                         | ( 食 品 安 全 課 )   | 5   |
|                  | 土地改良区役員の就任の届出                                              | ( 農 地 調 整 課 )   | 5   |
|                  | 土地改良区役員の退任及び就任の届出                                          | ( 同 )           | 5   |
|                  | 土地改良区の定款変更の認可                                              | ( 同 )           | 6   |
|                  | 公共測量を実施する旨の通知                                              | ( 公 共 用 地 課 )   | 6   |
|                  | 同件                                                         | ( 同 )           | 6   |
|                  | 公共測量が終了した旨の通知                                              | ( 同 )           | 6   |
|                  | 同件                                                         | ( 同 )           | 6   |
|                  | 同件                                                         | ( 同 )           | 7   |

|     |
|-----|
| 告 示 |
|-----|

**三重県告示第 294 号**

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 7 年 4 月 15 日

三 重 県 知 事    一    見    勝    之

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示  
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額（平成 6 年三重県告示第 265 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後                                                                                                                                                                     |        |         | 改 正 前                                                                                                                                                                     |        |         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------|
| 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の 2 第 1 項の年金たる補償に係る補償基礎額及び第 5 条の 3 第 1 項の休業補償に係る補償基礎額の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。 |        |         | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の 2 第 1 項の年金たる補償に係る補償基礎額及び第 5 条の 3 第 1 項の休業補償に係る補償基礎額の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。 |        |         |
| 年齢階層                                                                                                                                                                      | 最低限度額  | 最高限度額   | 年齢階層                                                                                                                                                                      | 最低限度額  | 最高限度額   |
| 20歳未満                                                                                                                                                                     | 5,499円 | 13,975円 | 20歳未満                                                                                                                                                                     | 5,263円 | 13,442円 |
| 20歳以上25歳未満                                                                                                                                                                | 6,143円 | 13,975円 | 20歳以上25歳未満                                                                                                                                                                | 5,872円 | 13,442円 |
| 25歳以上30歳未満                                                                                                                                                                | 6,703円 | 15,237円 | 25歳以上30歳未満                                                                                                                                                                | 6,380円 | 14,842円 |
| 30歳以上35歳未満                                                                                                                                                                | 7,023円 | 18,016円 | 30歳以上35歳未満                                                                                                                                                                | 6,712円 | 17,619円 |
| 35歳以上40歳未満                                                                                                                                                                | 7,326円 | 20,864円 | 35歳以上40歳未満                                                                                                                                                                | 7,078円 | 20,649円 |
| 40歳以上45歳未満                                                                                                                                                                | 7,576円 | 22,564円 | 40歳以上45歳未満                                                                                                                                                                | 7,268円 | 21,971円 |
| 45歳以上50歳未満                                                                                                                                                                | 7,766円 | 23,666円 | 45歳以上50歳未満                                                                                                                                                                | 7,433円 | 22,886円 |
| 50歳以上55歳未満                                                                                                                                                                | 7,711円 | 25,354円 | 50歳以上55歳未満                                                                                                                                                                | 7,290円 | 24,916円 |
| 55歳以上60歳未満                                                                                                                                                                | 7,348円 | 26,187円 | 55歳以上60歳未満                                                                                                                                                                | 6,975円 | 25,385円 |
| 60歳以上65歳未満                                                                                                                                                                | 6,192円 | 22,694円 | 60歳以上65歳未満                                                                                                                                                                | 5,860円 | 21,314円 |
| 65歳以上70歳未満                                                                                                                                                                | 4,200円 | 17,484円 | 65歳以上70歳未満                                                                                                                                                                | 4,060円 | 16,075円 |
| 70歳以上                                                                                                                                                                     | 4,200円 | 13,975円 | 70歳以上                                                                                                                                                                     | 4,060円 | 13,442円 |

## 附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由の生じた休業補償に係る補償基礎額から適用する。

**三重県告示第 295 号**

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年三重県条例第 43 号）第 10 条の 2 の規定により知事が定める金額の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 7 年 4 月 15 日

三 重 県 知 事    一    見    勝    之

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 の規定により知事が定める金額の一部を改正する告示

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 の規定により知事が定める金額（平成 11 年三重県告示第 261 号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後                                                                                                                    |                                                                                                             |                                                     | 改 正 前                                                                                                                    |                                                                                                             |                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 の規定による知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。 |                                                                                                             |                                                     | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 の規定による知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。 |                                                                                                             |                                                     |
| 介護を要する状態の区分                                                                                                              | 介護を受けた日の区分                                                                                                  | 金 額                                                 | 介護を要する状態の区分                                                                                                              | 介護を受けた日の区分                                                                                                  | 金 額                                                 |
| 常時介護を要する状態                                                                                                               | 1 (略)                                                                                                       | (略)                                                 | 常時介護を要する状態                                                                                                               | 1 (略)                                                                                                       | (略)                                                 |
|                                                                                                                          | 2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が85,490円以下であるときに限る。) | 月額85,490円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じ、その月に介護に要する費用として支出された額) |                                                                                                                          | 2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が81,290円以下であるときに限る。) | 月額81,290円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じ、その月に介護に要する費用として支出された額) |
| 随時介護を要する状態                                                                                                               | 1 (略)                                                                                                       | (略)                                                 | 随時介護を要する状態                                                                                                               | 1 (略)                                                                                                       | (略)                                                 |
|                                                                                                                          | 2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が42,700円以下であるときに限る。) | 月額42,700円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じ、その月に介護に要する費用として支出された額) |                                                                                                                          | 2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が40,600円以下であるときに限る。) | 月額40,600円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じ、その月に介護に要する費用として支出された額) |

## 附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の規定は、令和7年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用する。

## 三重県告示第 296 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定により、事務所の位置の変更に伴い規約を変更した旨、紀南介護保険広域連合から届出がありました。

令和 7 年 4 月 15 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

## 三重県告示第 297 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 35 条の 6 第 1 項の規定により、液化石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等の認定を次のとおり行いました。

令和 7 年 4 月 15 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

| 販売事業者の名称 | 所在地 | 認定年月日 | 保安確保機器の設置及び管理の方法の別 |
|----------|-----|-------|--------------------|
|----------|-----|-------|--------------------|

|              |             |           |                                              |
|--------------|-------------|-----------|----------------------------------------------|
| 伊賀ふるさと農業協同組合 | 伊賀市平野西町1番1  | 令和7年1月23日 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第46条第2号（第二号認定） |
| 関西プロパン瓦斯株式会社 | 津市末広町10番16号 | 令和7年3月14日 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第46条第1号（第一号認定） |

**三重県告示第298号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和7年4月15日

三 重 県 知 事      一      見      勝      之

- 1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地  
東日本信用漁業協同組合連合会三重支店  
三重県津市広明町323番地の1
- 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
沿岸漁業改善資金事務委託
- 3 指定をした日  
令和7年3月3日
- 4 委託をした日  
令和7年3月28日
- 5 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

**三重県告示第299号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和7年4月15日

三 重 県 知 事      一      見      勝      之

- 1 都市計画の種類及び名称  
四日市都市計画道路  
3・3・91号北勢バイパス
- 2 都市計画を定める土地の区域  
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

**公 安 委 告 示**

**三重県公安委員会告示第10号**

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第15条の2第8項において準用する同法第7条第4項の規定により、次のとおり告示します。

令和7年4月15日

三重県公安委員会委員長      志      田      幸      雄

- 1 特定抗争指定暴力団等  
令和2年1月7日三重県公安委員会告示第141号2に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
- 2 変更事項

変更前 指定番号 6322-1  
変更後 指定番号 6325-1

公 告

製菓衛生師法(昭和 41 年法律第 115 号)第 4 条第 1 項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施します。  
令和 7 年 4 月 15 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 試験の日時及び場所

| 年 月 日                  | 時 間                        | 場 所                           |
|------------------------|----------------------------|-------------------------------|
| 令和 7 年 11 月 3 日(月) (祝) | 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで | 津市一身田上津部田 1234<br>三重県総合文化センター |

2 受験申込書の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間  
令和 7 年 8 月 18 日 (月) から同月 27 日 (水) まで
- (2) 受付場所  
県内各保健所  
郵送による受付もいたします (8 月 27 日(水)当日消印有効)。  
なお、土曜日、日曜日及び祝日の受付はいたしません。

3 受験申込書の請求先

県内各保健所

4 その他

この試験についての問合せは、受験申込書の請求先にしてください。

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号) 第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和 7 年 4 月 15 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

長島町土地改良区(桑名市長島町松ヶ島 38 番地)

就任理事

桑名市長島町東殿名 1200 番地

〃 〃 葭ヶ須 179 番地

伊 藤 和 子

高 野 豊 美

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号) 第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 7 年 4 月 15 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

伊勢市黒瀬土地改良区(伊勢市黒瀬町 1691 番地)

退任理事

伊勢市黒瀬町 1521 番地

〃 〃 1461 番地 1

〃 〃 1662 番地

〃 〃 196 番地

〃 〃 1500 番地

西 井 文 平

酒 徳 泰 男

森 田 幸 利

世古口 友 久

牛 江 清 雄

退任監事

伊勢市黒瀬町 671 番地 7

〃 〃 1711 番地

〃 〃 186 番地

阪 本 幸 博

森 田 誠

荒 木 義 人

## 就任理事

伊勢市黒瀬町 1521 番地  
 “ “ 196 番地  
 “ “ 1489 番地  
 “ “ 671 番地 7  
 “ “ 1710 番地

西 井 文 平  
 世古口 友 久  
 阪 本 幸 重  
 阪 本 幸 博  
 酒 徳 玲 子

## 就任監事

伊勢市黒瀬町 1662 番地  
 “ “ 465 番地  
 “ “ 218 番地 2

森 田 幸 利  
 福 田 敏 伸  
 世古口 浩 平

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、明和土地改良区（多気郡明和町大字大淀 595 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 7 年 4 月 15 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

令和 7 年 4 月 15 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和 7 年 4 月 10 日から同年 6 月 20 日まで
- 3 作業地域  
伊賀市長田

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、伊勢市長から通知がありました。

令和 7 年 4 月 15 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和 7 年 4 月 14 日から同年 8 月 21 日まで
- 3 作業地域  
伊勢市中村町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 2 月 28 日に終了した旨、国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から通知がありました。

令和 7 年 4 月 15 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（空中写真測量及び数値地形図データ作成）
- 2 作業地域  
南牟婁郡紀宝町の一部

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 3 月 25 日に終了した旨、菰野町長から通知がありました。

令和 7 年 4 月 15 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業地域  
三重郡菰野町の一部

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 12 月 12 日に終了した旨、度会町長から通知がありました。

令和 7 年 4 月 15 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
度会郡度会町棚橋

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>